

女性が働きやすい職場環境整備事業に係るQ&A(よくあるご質問)

No.	質問事項	回答
1	女性が働きやすくなる取組であれば、どのような取組でも補助対象となりますか。	原則として、キッズスペースの整備や女子更衣室の整備など、ハード整備に伴って必要となる経費が対象となります。
2	女性が働きやすい職場とするため、社内規定の整備や休暇などの福利厚生制度を見直すなどの作業を、社会保険労務士等の外部の方に制度設計を委託する場合なども対象となりますか。	設備関係のハード整備を伴わない取組は、基本的に補助対象外となります。
3	現在の女子更衣室のロッカーが老朽化しているため、ロッカーを新しいものに更新する場合も対象になりますか。	既存のロッカーを新たに更新するだけでは補助対象外となります。女子更衣室の新設や拡張などに伴ってロッカーを更新する場合は対象となります。
4	事務室にクーラーがなく、職場環境を改善するため、クーラーを設置する場合も対象になりますか。	キッズスペースや女子更衣室の新設・改修等、女性が働きやすい・子育てがしやすい職場環境の整備に付随してクーラー等を設置する場合は対象となります。
5	キッズスペースや女子更衣室などで使用するテレビ、電気ポットなどの電気製品等も対象となりますか。	キッズスペースや女子更衣室の新設・改修に合わせて設置・購入する場合は対象となります。
6	付属備品の購入に制限はありますか。	キッズスペースや女子更衣室の新設・改修などに伴い、各施設の設置目的に合致するものについては、原則として補助対象となります。
7	既存の女性トイレの拡充工事も対象となりますか。	対象となります。 また、「和式トイレ」から「洋式トイレ」、「非水洗トイレ」から「水洗トイレ」への改修工事も対象となります。
8	男女兼用トイレを、男性用と女性用別々のトイレにするための改修工事は対象となりますか。	原則として、女性用トイレに係る費用のみが対象となります。
9	社屋や事務所を新築する場合にキッズスペースや女子更衣室、女性用トイレを設置する費用は対象になりますか。	建物を新築する場合は補助対象外となります。
10	女性用の更衣室や休憩室とするため、プレハブ施設やコンテナ施設などを導入する場合も対象となりますか。	女性用として新たに設置する場合は対象となります。
11	工事の発注先や備品の購入先はどこでもいいですか。	原則として、1件の契約ごとに、5万円以上10万円未満の場合は1社以上から、10万円以上の場合は2社以上から見積書を徴収の上、発注先や購入先を決定してください。
12	文房具やティッシュペーパーなどの消耗品も対象となりますか。	原則として、施設整備等に伴って専用に必要になる消耗品等は対象となりますが、必要となる理由や数量等をはっきり明示してください。汎用性があり、通常の企業活動に使用する可能性がある場合は対象外となります。
13	女性が働きやすい職場環境づくりに関係する認定・表彰制度等とは、どのようなものを指しますか。	認定制度としては、厚生労働省の「えるぼし」「くるみん」、県の「男女イキイキ職場宣言事業所」、秋田市の「元気な子どものまちづくり認定企業」などが挙げられます。 表彰制度としては、県の「女性の活躍推進企業表彰」などがあります。 また、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」や「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定している企業も対象とします。